

中央剣道会会員・保護者 各位

令和3年9月16日
調布中央剣道会
会長 宮田考志

新ガイドラインに基づいた稽古の開始にあたって

全日本剣道連盟制定の「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」が8月に改訂され、新たな基準に従って各団体の稽古が再開されることになりました。細かな取り決めは中央剣道会の「稽古計画2021」に示したとおりです。

今後は、所属会員の通う学校の感染状況が稽古の休止・継続の判断材料になる場合があり、以下のような状況が発生しますので、会員・保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【稽古の休止等にかかること】

1. 地域の感染状況、特に所属会員の通う学校の状況に留意し、感染リスクが高いと判断される場合は随時稽古を休止する。
2. 状況によっては少年部の稽古を休止し、一般のみ実施する場合もある。
(一般会員は自分の体調管理に責任をもって参加することを大前提とし、万が一稽古参加者の中で陽性者が発生した時には陽性者と同じ稽古に参加していた人全員がPCR検査あるいは抗原検査を受けることとする。)
3. 一般会員（指導担当除く）と少年部会員が接触しないため、日にちを分けて稽古を実施する場合もある。

【西調布体育館の開放について】

1. 学校施設の開放が許可されない場合、学校を稽古場としている団体は活動ができないため、要望に応じて中央会の稽古を減らし、他団体の稽古に西調布体育館を開放する。
2. 稽古ができない中で昇段審査や大会が実施される場合は、中央会の稽古を減らし、受審者や大会選手の稽古を西調布体育館で実施する。
3. 警察組織は地元剣道会とは違い稽古場の開放対象から外れるため、調布警察と七機の会員は中央会への出稽古を受け入れる。(その他については状況を見て判断する)

以上